

日本にお住まいの、すべての方へ。

お1人につき

# 10万円 特別定額 給付金

はじまります

ひとりひとりの暮らしのために。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の①及び②のいずれかとなります。

■ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日が設定される場合があります。

※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

## ① 郵送申請方式

### 1 市区町村から申請書が届きます

申請書は、基準日(令和2年4月27日)において、  
住民基本台帳に記録されている受給権者  
(世帯主)にお住まいの市区町村から送付されます。

### 2 市区町村へ申請書を提出

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に  
振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と  
本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送。

### 3 受給権者(世帯主)が受給します

## ② オンライン申請方式

申請書を待たずに  
出来る!

⚠️ オンライン申請の受付開始時期は市区町村によって異なります。

### 1 専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス

⚠️ 利用には受給権者(世帯主)のマイナンバーカードが必要です。

### 2 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の  
確認書類(画像)をアップロードして、  
マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。

詳しくは  
裏面へ

給付額

給付対象者  
1人につき

10万円

申請受付期限は、市区町村が定めた郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。

可能な限り速やかに準備を進めておりますが、受付開始時期および給付開始時期は、市区町村によって異なります。

わからないことがあれば、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

